

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

## (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

## (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

## ※【外国人への国民保護措置の適用】

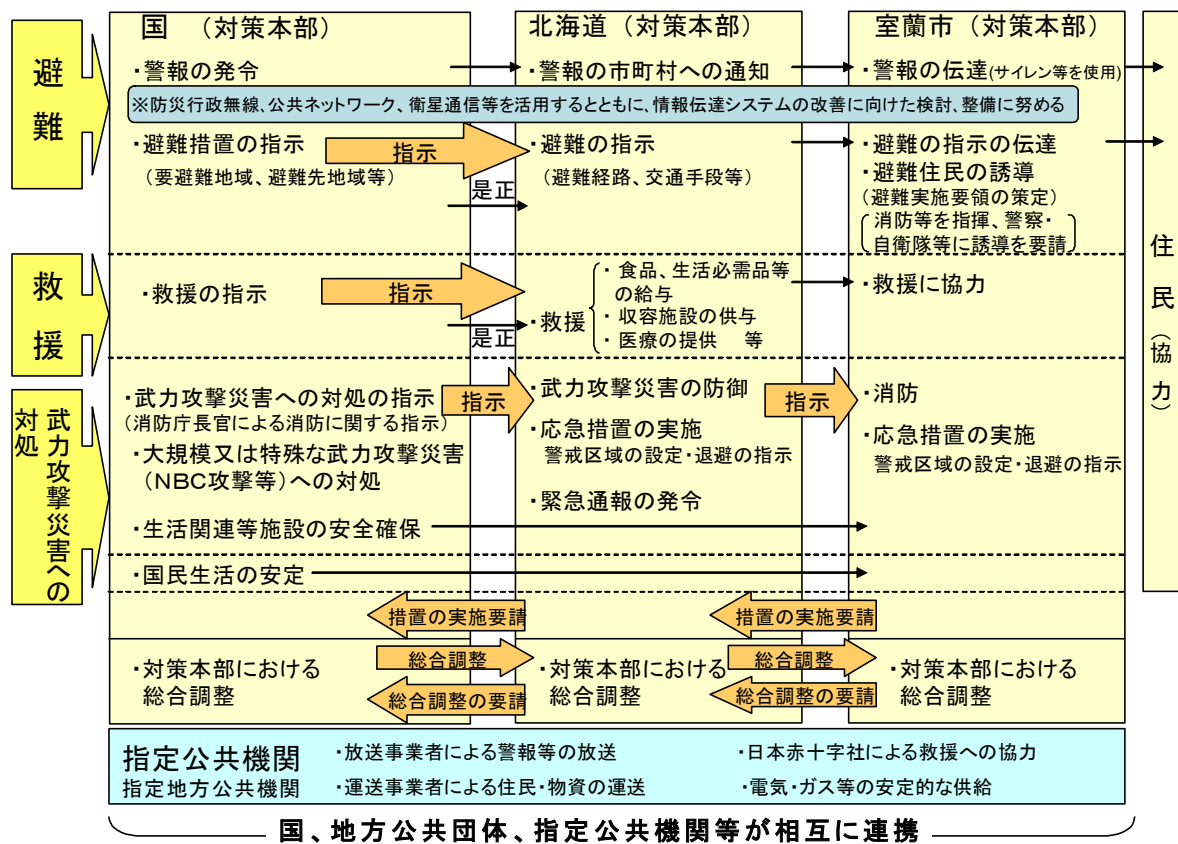
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### ○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
室蘭市	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護計画の作成</li> <li>国民保護協議会の設置、運営</li> <li>国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>組織の整備、訓練</li> <li>警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> </ol>

- |    |  |
|----|--|
| 7  | 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 |
| 8  | 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施      |
| 9  | 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄  |
| 10 | 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施   |

○ 関係機関の連絡先

関係指定行政機関等の関係機関連絡先については、資料編に示す。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

本市は北海道の南西部、内浦湾の東端に位置し、東は登別市、西は伊達市と接している。

地形の特徴は内浦湾と太平洋の境に西に向かって突出した絵鞆半島と北部の丘陵地からなり、総面積は80.65 km<sup>2</sup>と道内の市では小さいほうである。

西側を湾口とした室蘭港をすり鉢状に取り囲むように市街地が形成され、半島部は太平洋に面する側が高さ100mほどの断崖となっており、市域の北部には標高911mの室蘭岳（鷲別岳）がそびえている。

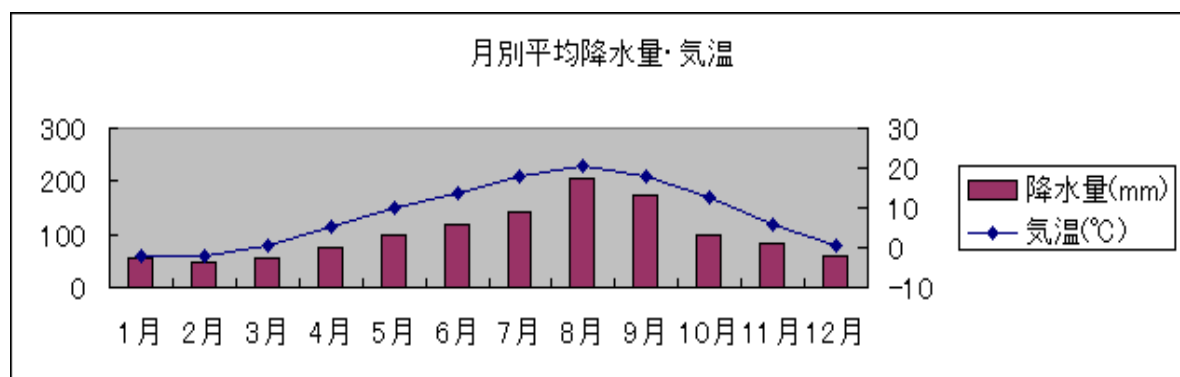


## (2) 気候

本市の気候は、年平均気温 8.4℃、年平均降水量約 1,218mm で、積雪寒冷地の北海道にあつては、冬期間は比較的雪が少なく温暖な地域である。

春から夏にかけては、温暖な気候であるが、5～7月にかけて海霧の発生が多く低温となる日がある。

秋から冬にかけては晴天が多いが、冬期は北西の季節風が強く、体感温度が低く感じられる。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
降水量(mm)	57	48.2	54.6	76.8	99.8	118.6	141.4	205.9	174.4	99.6	84.3	58.2	1218.8
気温(°C)	-2.2	-2.1	0.6	5.5	10.2	13.8	18.1	20.5	17.9	12.5	5.9	0.6	8.4

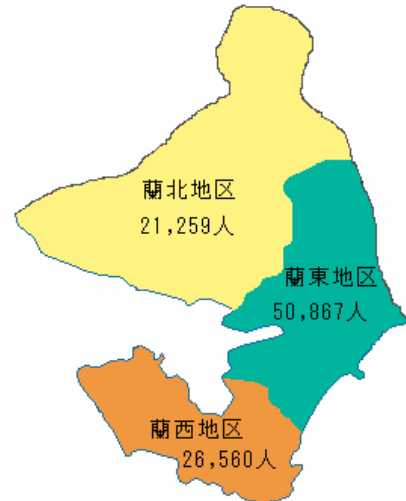
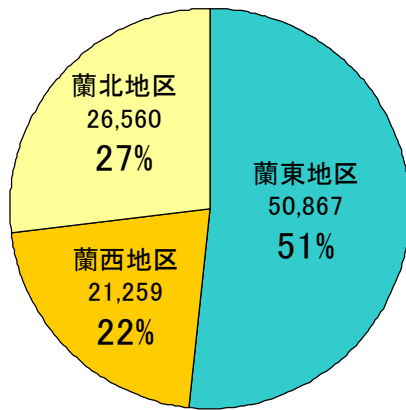
## (3) 人口分布

本市の人口は、昭和 45 年をピークに減少を続け、平成 17 年の国勢調査では 10 万を割った。しかし、高齢人口は増加状態で、人口に占める高齢化率は約 26%と少子高齢化が急速に進展している。

地区別では、蘭西で約 26 千人、蘭東約 50 千人、蘭北約 21 千人と蘭東周辺に約半数の人口が集中している。

区 分	単位	昭和 45 年 度 (1970)	昭和 55 年 度 (1980)	平成 2 年 度 (1990)	平成 12 年 度 (2000)	平成 17 年 度 (2005)
総人口	人	162,059	150,199	117,855	103,278	98,373
65才以上人口(内数)	人	7,349	11,182	15,591	22,088	25,556
構成率	%	4.5	7.4	13.2	21.4	26.0
世帯数	世帯	46,405	50,238	45,261	45,759	45,245

地区別人口 (H18. 3月末現在)



(4) 道路の位置等

市の北部室蘭岳の山麓を東西に高規格道路の北海道縦貫自動車道が走っている。主要幹線道路は、室蘭市と札幌市を結ぶ国道 36 号線（一部自動車専用道）が半島部から東に延び、また、室蘭市と長万部町を結ぶ国道 37 号線が臨海沿いに西に延びている。港口部を横断する自動車専用道の白鳥新道が国道 37 号のバイパスとして整備され、道道室蘭港線を介して国道 36 号と接続しており、港湾を取り囲むように環状道路網が整備されている。



## (5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、長万部町から苫小牧市を經由して岩見沢市を結ぶ、室蘭本線が国道 36 号及び国道 37 号にほぼ平行に東西に走っている。また、東室蘭駅から分岐して西側に半島を縦貫するように室蘭本線の分岐線が入っている。

港湾は、本市のほぼ中央に市管理の特定重要港湾室蘭港があり、本航路水深-16.5m、105 バースを有している。また、入江地区からは青森港及び直江津港とを結ぶフェリーが就航している。

## (6) 石油コンビナートの位置等

港湾の臨海部に臨海コンビナートが形成されており、製鉄・製鋼、セメント、石油精製などが操業している。特に石油精製は北海道で最大の製油能力を持ち、その原油処理能力は 18 万バレル/日で、北海道、本州に石油製品の供給を行っている。



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来